

大学設置基準第十九条の二および
令和3年文部科学省告示第十九号に基づく協議事項について

1. 連携開設科目の対象授業科目

- ①生体計測技術学 ②医用治療機器学 ③手術治療機器学 ④臨床支援技術学 I
- ⑤臨床支援技術学 II ⑥体外循環技術学 ⑦体外循環技術学演習 ⑧呼吸療法技術学
- ⑨呼吸療法技術学演習 ⑩機器安全管理学 ⑪臨床安全管理学演習 ⑫臨床医学総論 I
- ⑬臨床医学総論 II ⑭臨床医学総論 III ⑮臨床医学総論演習 ⑯医学概論
- ⑰臨床工学関係法規

- ・広島国際大学（保健医療学部医療技術学科臨床工学専攻）は、大阪工業大学に対し上記 17 科目 29 単位を連携開設科目として開講する。
- ・大阪工業大学は、上記科目を自ら開設したものとみなす。
- ・①～⑮はオンデマンド授業、⑯～⑰はオンライン授業の予定。ただし、⑯～⑰は両大学で協議の上、オンデマンド授業となる場合もある。

2. 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画

- ・両大学は、シラバス作成時に連携開設科目の授業方法及び内容並びに年間の授業計画を策定する。
- ・広島国際大学は、上記授業の方法等に係る必要な情報を、大阪工業大学に提供する。
- ・大阪工業大学は、上記により提供を受けた情報を自大学のシラバスに記載することなどにより、自大学の学生に周知する。
- ・開講科目の授業期間は、広島国際大学の実施体制に基づき、原則 90 分 15 週とする。

3. 学修の成果に係る評価に当たっての基準

- ・両大学の成績評価基準の対応関係は、以下のとおりとする。

大阪工業大学			広島国際大学		
合否	評語	素点	合否	評語	素点
合格	S	100～90 点	合格	S	100～90 点
	A	89～80 点		A	89～80 点
	B	79～70 点		B	79～70 点
	C	69～60 点		C	69～60 点
不合格	F	59～0 点	不合格	D	59～30 点
	※	評価不能		E	29～0 点
	※	評価不能		※	評価不能

- ・大阪工業大学は、上記基準の対応関係について、連携開設科目を履修する自大学の学生に周知する。
- ・広島国際大学の授業担当者は、自大学の基準に基づき素点による評価を行い、大阪工業大学に通知する。

4. 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置

- ・両大学には所在地（大阪・広島）から距離的制約があり、これを越えた学修機会を確保するため、対面授業に相当する教育効果を有することに十分留意した上で、連携開設科目は遠隔授業等により実施する。

5. 上記のほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

- ・両大学は、本協議事項その他連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項を定めた要項等を策定する。

以上

【参考：大学設置基準 第十九条の二】

- 3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。



- | |
|---|
| <p>一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項</p> <p>二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項</p> <p>三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項</p> |
|---|

[令和3年文部科学省告示第19号]